

事 務 連 絡
平成25年 3月 25日

社会福祉法人 代表者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室
法人指導課長

寄附金の税額控除の申請について

日頃から社会福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、寄附金の税額控除の申請については下記1のとおり、平成25年4月1日から社会福祉法の改正に伴い寄附金の税額控除に係る証明事務は一般市が行うこととなります。

つきましては、所轄庁が一般市所管の法人様におかれましては、寄附金の税額控除の申請の窓口が一般市となりますのでご留意ください。

なお、条例により権限移譲を行っている府内の町村所管の法人様及び大阪府所管の法人様については、従前どおり大阪府が寄附金の税額控除の証明事務を行いますので併せてご留意いただきますようお願いします。

記

1 寄附金の税額控除の申請について

寄附金の税額控除の申請においては、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第19条の10の4第10項第2号により、所轄庁が証明事務を行うこととされているため、一般市も取扱うこととなります。

【参考】

大阪府法人指導課のホームページに税額控除対象となる社会福祉法人の証明について掲載しています。（今回、厚生労働省作成のQAを追加しています。）

（事業一覧ページの指導・監査グループ）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/index.html>

（担当）

大阪府福祉部地域福祉推進室法人
指導課指導・監査 G

電話 06-6944-6660

FAX 06-6944-1982